



川監委発第114号

令和5年10月26日

川越市長 川合善明様  
川越市議会議長 山木綾子様  
川越市教育委員会  
教育長 新保正俊様

川越市監査委員 中沢雅生  
同 石川隆二  
同 小野澤康弘  
同 桐野忠

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

## 第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

## 第2 監査の対象

教育総務部及び学校教育部

川越第一小学校、芳野小学校、大東東小学校、霞ヶ関北小学校、  
霞ヶ関東小学校、大東中学校、霞ヶ関中学校、霞ヶ関東中学校

## 第3 監査の期間

令和5年6月28日から10月26日まで

## 第4 監査の方法

監査委員が監査対象施設に出向き、施設及び物品等の監査を実施した。  
今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

### 1 施設の管理について

着眼点 ①施設・設備の管理状況

### 2 安全対策について

着眼点 ①来校者の管理状況 ②避難訓練等の実施状況

### 3 物品の管理について

・備品等の管理について

備品出納簿より3件を抽出した。

着眼点 ①管理状況

・刃物類の管理について

着眼点 ①管理状況

・薬品の管理について

着眼点 ①管理状況

### 4 現金等の管理について

着眼点 ①現金、通帳、通帳印の保管状況

②管理職による現金出納簿等のチェック状況

③現金の納入状況

④現金出納簿、通帳、領収書等の確認（実査）

⑤郵便切手の確認（実査）

⑥使用時の確認状況

## 5 その他

### 着眼点 ①情報の管理等

#### 第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、小野澤康弘、桐野忠

#### 第6 監査の結果

事務処理上留意すべき点で軽易なものは、監査執行の際口頭で述べたが、監査の結果は以下のとおりである。

##### 1 施設の管理について

(要 望)

監査対象となった全ての小中学校において、施設の老朽化等に伴う修繕を要する箇所が散見された。教育委員会においては、緊急を要するものから計画的に修繕するよう要望する。

##### 2 安全対策について

特に問題はなかったが、今後とも、危機管理マニュアル等にのっとり安全対策を実施されたい。

##### 3 物品の管理について

(意 見)

大東中学校において、理科薬品について使用量が管理台帳へ記載されていないもの及び所定の保管場所に保管されていないものが見受けられた。

理科薬品等管理規定にのっとり、適正に管理すること。

薬品の適正な管理については、これまでも指摘してきたが、今回、監査対象となった学校において、薬品使用量の管理台帳への記載漏れ、点検漏れ、薬品保管庫等に適切な表示がされていない事例、薬品保管庫が壁等に固定されていない事例等見受けられた。

また、監査対象となった全ての学校において、薬品保管庫の施錠確認に関し、理科主任の不在時対応について管理規定に明記されていなかった。

今回の監査対象校以外の全ての学校を含め、薬品の適正な管理について指導の徹底を図るとともに学校管理課主導のもと管理規定の見直しを図られたい。

##### 4 現金等の管理について

(意 見)

公金である給食費について、霞ヶ関北小学校において、受領した現金を学校の口座に入金しているにもかかわらず、私費での立替払により金融機関へ払い込みをして、後日精算していた。

収入事務においても、公費と私費の区別が不明確となるおそれのある立替払は、不適正な会計処理であることを認識し、今後は適正に事務処理をすること。

準公金である林間学校費、修学旅行費、校外学習費等について、現金出納簿が作成されていない学校（芳野小学校、大東東小学校、霞ヶ関北小学校、霞ヶ関東小学校及び霞ヶ関中学校）が見受けられた。

会計事務規程等にとり、適正に事務処理をすること。

#### 5 その他（情報の管理等）

軽易なものを除き特に問題はなかったが、今後とも情報の管理については、十分配慮するよう要望する。

#### ※取り扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

- (1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なもの。

意 見： 指摘には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生の阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの等として監査委員が表明する所感をいう。

要 望： 「意見」とほぼ同様の意義とし、何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。